

# 「信州の山」に関わる行事等の情報収集及び発信について

長野県林務部

## 1 趣 旨

「信州 山の日」を中心に、「信州の山」の魅力や価値を一層県民等に発信していく取組の一環として、県、市町村、関係団体又は企業等が主催等をする「信州の山」に関わる行事等の情報を一元的に発信します。

## 2 情報収集方法等

(1) 情報収集の受付期限 令和2年3月19日(木)まで

(2) 情報収集の様式

① 募集様式：別紙のとおり ※電子媒体の様式は下記ホームページから入手してください。

「信州の山」ポータルサイト (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/yama/>)からダウンロード

長野県林務部森林政策課 (yamanohi@pref.nagano.lg.jp) にメールを送信してください。折返し様式を送信します。

② 提出方法

電子メールでお送りください。

送信先「信州 山の日」専用アドレス yamanohi@pref.nagano.lg.jp

(3) 留意事項

① 「信州の山」の範囲

この情報収集等において「信州の山」とは、本県に関わる、3,000m級の高山から暮らしに身近な里山まで幅広く対象とすることとします。

② 「信州の山」に関する行事等の範囲

次のいずれかに該当する行事等で、「公募等により参加者を募集するもの」に関する情報収集を行います。

ア 長野県に関わる「山」を会場とする行事等(開催テーマは幅広く対象とします。)

[例] ○○市△△山で開催される親子登山教室

□□町◇◇地区(森林内)で開催されるクラシックコンサート

イ 長野県に関わる「山」をテーマとする行事等(会場は、県内外を問いません。)

[例] ○○市△△ホールで開催される「森の恵みを味わうシンポジウム」

□□町◇◇会館で開催される「山岳観光に関する誘客イベント」

③ 開催期日等の考え方

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開催される行事を対象とします。

※ このうち、開催期日等が「信州 山の月間」(7月15日～8月14日)又は「信州 山の日」(7月第4日曜日)に重なる行事等については、ラジオ等の広報媒体等を活用した集中的な情報発信を行う予定です。

④ 主催等の考え方

県、市町村、関係団体又は企業等が主催又は共催(実行委員会形式のものを含む。)するものとし、後援するものは該当しません。また、行事等の運営に関する経費の支出の有無は問いません。

### 3 情報発信方法

#### (1) 県ホームページ上での情報発信

お寄せいただいた情報は、県で一定の審査を行った上で、時系列及び地域別等に整理し、県の取組と併せて県ホームページ上で発信いたします。

なお、お寄せいただいた情報は、県で内容の確認をさせていただき、以下の要件のいずれかに当てはまる行事等については、掲載しないこととさせていただくとともに、掲載後に以下の要件に当てはまる事実が判明した場合も、その時点で掲載しないこととさせていただきます。

[要件]

##### ① 行事等の内容に関すること

- ・長野県に関わる「山」がテーマでないもの、かつ会場でないもの
- ・参加者を広く募集しないもの
- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・人権等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ・政治性又は特定の主義主張を目的とするもの
- ・著しく宗教性のあるもの
- ・著しく、営利又は商業を目的として行うもの
- ・事実と異なるもの、虚偽であるもの又はそのおそれがあるもの

##### ② 行事等の主催等をする者に関すること

- ・法令に違反している者
- ・県税を滞納している者
- ・県の入札参加資格の指名停止期間中の者
- ・清算手続、破産手続、再生手続、更正手続などの期間中の者
- ・風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- ・暴力団
- ・いわゆる出会い系サイトの事業を営む者

##### ③ その他

①及び②に掲げる事項のほか、県ホームページ上に情報を掲載することが適当でない情報として知事が認めるもの

#### (2) イベントガイドの作成

県ホームページ上で発信する情報のうち、以下の条件のいずれかに該当する行事等をパンフレットに掲載し、コンビニエンスストア、県の観光窓口等で配布します。

##### ① 県が主催又は共催等を行う行事等

##### ② 「信州 山の月間」(7月15日～8月14日)の期間内に行われるもの

##### ③ その他「信州の山」の魅力や価値を県内外に広く発信する効果の高い行事等として、知事が必要と認めるもの

### 4 その他

掲載する行事等の運営にあたっては、県が共催するものを除き、それぞれ主催者等が責任を負うものとし、各行事等の内容に関する問い合わせは、それぞれ主催者等が対応するよう、あらかじめ御承知をお願いします。